

「マイナンバー制度」における国・地方の情報連携に向けた要請

「マイナンバー制度」は、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための「国の社会基盤」であり、本年1月から、マイナンバーの利用、マイナンバーカードの交付が始まったところである。

マイナンバー制度は、平成29年から、国の行政機関相互、さらには、国と地方公共団体や地方公共団体相互で情報連携が開始される予定となっており、制度の効果をさらに高めるため、いよいよ重要な局面を迎えることになる。

現在、「情報提供ネットワークシステム」を使用した情報連携に向け、国及び地方で、接続に向けた準備が進められているところであり、マイナンバー制度の根幹である情報連携が、「安全かつ安心な仕組み」として、確実に実現できるよう、地方三団体として、次のとおり要請する。

- 情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携においては、税や社会保障等に関する、膨大な国民の特定個人情報のやりとりが行われるものであり、国の関係省庁も多岐にわたることから、国において、障害発生時に迅速に原因究明や復旧ができるよう、全体を俯瞰することができる責任者の設置をはじめ、責任体制の明確化及び地方への支援体制の強化を図ること。
- 国と地方公共団体や地方公共団体相互において、平成29年から安全かつ円滑な情報連携が行われるよう、国が責任をもって情報提供ネットワークシステムの運営及び監視を行うこと。
- 情報連携に向けた「総合運用テスト」の実施に関しては、国において情報を一元化し、地方に対して、迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、テストに必要な仕様書を作成するなど、円滑なテストの実施を支援すること。
また、テストの実施に要する経費については、国が全額負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないようにすること。

平成28年8月8日

全国知事会	会	長	山田	啓二
全国市長会	会	長	森	民夫
全国町村会	会	長	藤原	忠彦